

令和8年度 第3回 美郷町農業委員会議事録

令和8年度 第3回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年6月26日（金）

9：30～10：30

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 鳥田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 西嶋伸介委員・大草美智江委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第4条について

議案第3号 美郷農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第4号 非農地判断について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。今年の梅雨は梅雨らしい梅雨で、じめじめしたり寒かったり、雨が降ったり梅雨らしい梅雨だと思えますけど、九州の方では大雨で、山口から広島、大阪の方でもたくさん降ったと言っていましたね。まあこれで水がない地域も、関東の方も降っておりますし、水不足は解消されたと思えます。このままこちらの方は大変なことが起きなければいいですけど、まだまだ7月に入ってから、梅雨の終わりごろに雨が降って水害が起こることが多々ありますので、気を抜かずに充分注意してください。米ですがみるみる間に値段が下がって、大田のスーパーを見ると3,500円よりまだ安くなったのかな？見れば4月の上旬ごろ精米したというのが、それからさらに20%引きと書いてありまして、まあ米を買うなら今かなと思ひまして。なんか一昨日か、川本の農協の米の倉庫、邑智の米の管理をしているところに聞いたら、まだ米がいっぱいあって、全然減ってないと。それで4月の終わりか5月の終わりで選んだら、全国的には254万トンほど残っていると。去年の総生産が740万トンで、それでも500万トンは消費できたのかな。残りの月数を考えるととてもとても。単純平均で月に消費量が40万トンぐらいと思います。そうするとかなり余ってくると。そのうちの中に川本や邑智の倉庫が入っているのかなと。東部の方は斐川に大きな倉庫が出来て、そこに集約しているみたいですけど。こちらの方はそこに入れてくださいと言っても無理みたいで。どうなるだろうかとその人は心配していましたが。このまま秋が来て、そこに米を入れようとしても無理だと思います。といって古い米の前に詰めないので、どうしようかと大変心配しておられてけど、よく聞いてみれば去年あれだけ米が無い無い言われてたけど、倉庫に米が残っていたと。これはどういうことだとわからないですけど。農地集積相談員さん、それはどういうことでしょうか？
農地集積相談員	値段の関係で買取が出来なかったというのがあって。
会 長	あの米が足りない時でも？不思議でしょうがないことがいっぱいあるんだけど。
農地集積相談員	たぶん営農課長さんも頭が痛いことだと思います。

会 長	ということで、今年の秋にはどうなることか非常に心配な面が多いです。大田の米屋がどうするか、あそこの米がはけた物かどうか。先行きが何か心配なことが。まあ皆さん頑張りましょう。米の値段は下がると思いますので。 この前の6月の議会で新しい農業委員さんが議会で審議されまして、皆さん承認されて、今度例年なら8月1日ですが土曜日なので、月曜日3日に町長から任命される任命式がある予定ですので、そこから新たな農業委員会の体制が始まると思います。あと1月ありますので最後までよろしくお願いします。それでは第3回目の総会を始めます。本日の議事録署名委員さんは4番委員さんと5番委員さんをお願いします。それでは議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは皆さんおはようございます。議案第1号「農地法第3条」についてです。今回は5件の申請がありました。資料は2ページ目です。 まず1件目。所在地は都賀行◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は259㎡。譲渡人は富山県在住の●●●●さん。譲受人は都賀本在住の○○○○さんです。申請事由は所有者が遠方に住んでいるため、耕作困難ということです。 続いて2件目。所在地は上野∴∴∴∴他計4筆。登記簿地目及び現況地目は田が2筆、畑が2筆です。面積は合計1,358㎡です。譲渡人は静岡県在住の▲▲▲▲さん。譲受人は広島県在住の△△△△さんです。申請事由は譲渡人が県外在住で農地を管理・耕作できず、譲受人が週1回と休日に妻の実家に訪れ、家屋と周辺の土地の管理をしており、引き続き管理・耕作を行うためということです。 続いて3件目。所在地は都賀西∴∴∴∴。登記簿地目及び現況地目は畑。譲渡人は埼玉県在住の▼▼▼▼さん。譲受人は都賀西在住の▽▽▽▽さんです。申請事由は譲渡人が県外に在住しており耕作ができないため、隣接農地を管理している譲受人が合わせて耕作するためだそうです。 続いて4件目。所在地は都賀西❖❖❖❖他計2筆。登記簿地目及び現況地目は田。面積は合計2,031㎡。譲渡人は都賀西在住の◆◆◆◆さん。譲受人は同じく都賀西在住の◇◇◇◇さんです。申請事由は譲渡人が高齢で耕作できないため、農地を譲り渡してもらい近隣農地とあわせて耕作するためです。

	続いて5件目。資料3ページ目です。こちらは使用貸借となります。所在地は別府■■■■。登記簿地目及び現況地目は田。面積は1,997㎡。貸主は別府在住の■■■■さん。借主の方は同じく別府在住の□□□□さんです。こちらはお互いの農地使用貸借契約書により農地を貸し付けるとのことです。 現地の位置ですけれども、資料4ページ目です。1件目の都賀行の案件です。場所は都賀行から笹目の方へ向かう途中のところで、川沿いで※※※※さんや§§§§さんの家の前のところです。 続いて2件目、資料5ページ目です。こちらか上野の飯谷というところの農地です。航空写真の真ん中の家のあるところが譲渡人の▲▲▲▲さんのお祖父さんにあたるφφφφさんの家の周りの農地です。 続いて3件目、資料6ページ目です。こちら都賀西の1つ目の案件ですけれども、航空写真の右側にあるのが江の川で、江の川の堤防のすぐそばにあるところの農地です。結構北側の方で、光宅寺の周辺の農地です。 続いて4件目、資料7ページ目です。こちらの都賀西の案件は先ほどの案件の西側の方で、ちょっと上の方に町の水道施設がありまして、その近くの農地です。 続いて5件目、資料8ページ目です。こちらの別府の案件ですが、大邑広域農道と寺谷へ向かう方の交差点のところの農地です。 現地確認についてですが、資料9ページ目です。まず1件目、都賀行の案件ですが、6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。下の写真の正面にある家が※※※※さんの自宅で、その家の前の農地が対象となっております。 続いて2件目、資料10ページ目です。上野の飯谷のところの農地ですが、6番委員さんと8番委員さんに現地確認をしてもらっております。上の写真がφφφφさんの家の奥の方の農地です。下の方が家の近くの畑です。資料11ページ目の上の方の写真は、φφφφさんの家の方から下の方に抜けたところで、荒れた農地が対象となっております。 続いて3件目、都賀西の1つ目の案件で資料11ページの下の写真で、こちらも6番委員さんと8番委員さんに現地確認をもらっております。面積が83㎡ですのでほんの家庭菜園ができる程度の農地です。 続いて4件目、資料12ページ目です。都賀西の2つ目の案件で、
--	--

会 長	こちら6番委員さんと8番委員さんに現地確認をしてもらっております。上が❖❖❖❖、下が☒☒☒☒で草刈程度はしてある農地です。 続いて5件目、資料13ページ目です。別府の案件ですが2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしてもらっております。■ ■ ■ ■ ■さんの家の前の農地です。説明は以上です。
6 番 委 員	ありがとうございます。それでは順番に行きますか。それでは最初の現地確認をされた6番委員さんお願いします。
6 番 委 員	現地確認行ってまいりました。1件目の都賀行の案件について、現在作物を作っているのは\$ \$ \$ \$さん、上の写真の左側の家なんですけど、〇〇〇〇さんが買われるということで紹介がありましたけれど、なぜここなのかなというのは思いましたが、双方が了解しているならいいのではないかと思います。 続いて2件目の上野の飯谷の案件ですが、こちらも週1回帰って管理するという事なので、いいんじゃないかと思います。
会 長	これは飯谷なの？
6 番 委 員	飯谷です。本当に奥に入った上の方です。続いて3件目の都賀西の案件ですが、こちらはもともと譲渡人のお母さんの土地だったんですけど、そのお母さんがこの土地をどうにかしてほしいと相談は受けておりましたが、▽▽▽▽さんが管理するなら良かったんじゃないかと思います。 続いて4件目の都賀西の◆◆◆◆さんから◇◇◇◇さんへの案件ですが、ここはとても作りやすい田だと思います。
会 長	では続いて2号委員さん、5件目についてお願いします。
2 番 委 員	現地確認しまして、きれいに整備されておまして、次は畑をされるということで問題はないかなと思います。以上です。
会 長	という説明でした。皆さんの方で何かありませんか？この別府の■ ■ ■ ■ ■さんのところは別府の\$ \$ \$ \$さんが耕作されていなかった？

2 番 委 員	芍薬を自治会でされていました。
会 長	正面に見える家は〓 〓 〓 〓 さん？
2 番 委 員	いいえ、××××さんの家です。
会 長	××××さんの家は低いところの家じゃないかな。山手の方は？
2 番 委 員	山手の方は〓 〓 〓 〓 さんの家です。
会 長	畑として耕作される？
2 番 委 員	にんにくを作られるそうです。
会 長	1 3 番委員さんのライバルが出てきました。
5 番 委 員	資料 1 1 ページの上の③のところ、これは田ですか？
6 番 委 員	もともと田だったところです。
5 番 委 員	それを今から作れるのかなと。
事 務 局	いや、正直難しいと思います。
8 番 委 員	頑張れば作れますよ。
会 長	これは飯谷のどのあたり？
8 番 委 員	これは飯谷の一番上です。
会 長	一番上に上がったところなの？これは上の方で土地を購入されるの？
8 番 委 員	もともと購入しようとする方の土地だったらしいです。

事務局	その家がφφφφさんの家で、所有者の▲▲▲▲さんはφφφφさんの妹さんの息子さん。この度土地を購入される△△△△さんはφφφφさんの娘さんのご主人さんです。
8番委員	訳があつて名義を変えておられました。
事務局	なぜ妹さんの息子さんの名義になっていたかはわかりませんが。その譲渡人が静岡に住んでおられるのを、譲受人の△△△△さんのお母さんがデイサービスに行っておられて、どちらにしても週1回と休みの日には譲受人の奥さんと一緒に飯谷に帰られるので、住んでいるのも三次市なので、いつそのこと購入してしまおうということでした。
会長	わかりました。この別府の案件の■ ■ ■ ■さんは農機具を持っているのかな？これは以前にも議案に出てこなかったかな？
事務局	4月開催の農業委員会総会で議案に上程しました。
会長	その人なの？あれは米を作るんじゃないかった？
2番委員	米もです。
会長	この農地はかなり面積があるけど。2反ぐらいあるね。
12番委員	山手というか、□□□□さんの家側は深田で、5メートルぐらいは畑にならないです。水が出るので。ここでニンニクを作れば13番委員も商売があがったりになります。
会長	他に質問はありますか。上野の飯谷の田は難しいな。
事務局	まあ家の周りの畑ぐらいしかできないですね。
7番委員	家の後とか前とか。田はちゃんとしているのかな。
8番委員	1枚はちょっと無理かな。結局全て土地を購入してしまおうということでしょう。

会 長	都賀行の案件で今耕作しているのは？
6 番 委 員	§ § § § さんです。
会 長	§ § § § さんの家はどこ？
事 務 局	※※※※さんの家の左隣です。
会 長	〇〇〇〇さんが購入されても、§ § § § さんが耕作されるの？
事 務 局	いえ、〇〇〇〇さんが耕作されると聞いています。本当は使用貸借とかでいいのですが、譲渡人の●●●●さんが土地を売ってしまいたいという話をされて、やむなく〇〇〇〇さんが購入することになったということです。
会 長	親戚でも何でもないんだな？
事 務 局	●●●●さんと§ § § § さんは親戚とかを聞いたことがあります。
会 長	わかりました。それで耕作されていたの。皆さんからご意見がないようでしたら、採決に入りたいと思います。議案第1号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。全員挙手で議案第1号は承認されました。続いて議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「農地法第4条」についてです。資料は14ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は浜原◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は127㎡。申請者は浜原在住の〇〇〇〇さんです。転用事由として申請地を整地して駐車場として利用するとのこと。場所ですが資料を1枚めくってもらいまして資料15ページ目。浜

	原の下市の方の、写真の中央に申請地が記してありますが、その左隣が申請〇〇〇〇さんの家です。こちらは昨年、●●●●さんから購入されたのですが、その農地の半分を駐車場にするという話がありました。資料16ページ目が、実際の駐車場の建設予定の図面です。図面の右側の方に車の図が書いてあるところが実際の対象農地で、これがだいたい127㎡です。 現地確認ですが資料17ページ目、会長と9番委員さんに現地確認をしてもらっております。
会 長	ありがとうございます。先ほど説明がありましたように9番委員さんと2人で現地確認をしてまいりました。まあ仕方がないかなと思います。そんなにたいして野菜などを作っておられないでしょうし、面積が結構ありますからね。図面を見ると結構大きい車庫ですね。
事 務 局	まあそこまで車が入るかどうかは。
7 番 委 員	コンクリートを敷いてするんだろうか。
事 務 局	そうですね、図面の左側に断面図がありますように、張りコンクリートを打ってされるそうです。
5 番 委 員	というか今はどこに車を止めておられるですかね。
会 長	上のところかな。
事 務 局	家の隣の斜面のところじゃないでしょうか。
会 長	止まるところが少ないから駐車場を作るんじゃないかな。ここの近くに運搬業者の空き地があるから、そこに止めているんじゃないかな。そこを借りておられるんじゃないかな。これは建物が建つの？
事 務 局	建物とか屋根までは作る感じではないです、断面図を見ると。
会 長	まあこのようにちゃんと申請されているから、お金もかけておられるのでしょうか。皆さんからご意見ありますでしょうか？無いようで

	したら採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。全員挙手により議案第2号は承認されました。続いて議案第3号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第3号「美郷農業振興地域整備計画の一部変更」についてです。資料18ページ目です。美郷町としましては毎年半年に1度農業振興地域整備計画の変更として農地除外の申請を受けておりまして、今年の4月を締切としておりましたけれども、今回1件の申請がありました。所在地は久喜原◎◎◎◎。現況地目は田。面積613㎡。土地の所有者は大田市在住の●●●●さん。事業計画者は兵庫県在住の○○○○さんです。こちらの農地除外の利用としましては住宅の設置をしたいということでした。 資料を1枚めくっていただきまして19ページ目、こちら対象とする農地の場所ですけれど、久喜原の県道別府川本線から松代谷という谷に入って、4～500メートル入ったところに対象の農地があります。対象とする農地は資料で赤色で記しておりますけれど、その上の方に所有者の●●●●さんの実家があるところです。続いて資料20ページ目、実際建設する住宅の予定図です。対象とする農地の中心ぐらいに面積52㎡の木造一階建ての住宅を建てる予定です。あとその周り400㎡を庭として使うとのことでした。 現地確認ですが資料21ページ目、現地確認を2番委員さんと13番委員さんにしてもらっております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。現地確認について2番委員さんお願いします。
2 番 委 員	現地確認をしてまいりました。土地は道路より低いところでしたが、かさ上げをして建てられるということで、問題はないかなと思います。以上です。
会 長	はい。これは誰も耕作されていないんだね？

事務局	まあ久喜原の方が全体的に耕作せずに、自己保全管理をしておられます。
会長	この●●●●さんのところの叔母さんは亡くなられたの？この家は空き家？
13番委員	空き家です。
会長	この○○○○さんはどなたですか？
13番委員	この土地の奥に※※※※さんの家があって、○○○○さんはその娘さんです。この方は惣森の§§§§さんのところへ嫁に行って、長男さんと結婚されました。それで自分の実家の近くに家を建てたいとのことで、今の●●●●さんの田を買って家を建てるとのことですが、なぜこんな山の中に建てるんだろうかと。私と同年で同級生の方でしたが、こんなところに家を建てなくてもいいと思いますが。
会長	女性は長生きされますからね。
13番委員	去年のこの総会の議案にあった、惣森でトレーラーハウスを置くと申請をされたのが、ご主人です。
会長	変わり者ですね。そのトレーラーハウスをできてるの？
事務局	できていますね。
13番委員	それでその方の奥さんがここに家を建てられるそうです。
会長	なんか狭いような気がしますが大丈夫ですか？
5番委員	写真で見れば広そうですが。
会長	この法面は町の土地だから、実際はそうでもないよ。
5番委員	これをかさ上げるんでしょう。

事務局	そうです。
会長	他に何か皆さんから意見はありますか？ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第3号について承認される方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	ありがとうございました。議案第3号も承認されました。続いて議案第4号について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号の前に、議案第3号について農地の除外申請ということで、これを基にして意義はありませんという意見書を町に出して、最終的に県との協議を済ませた後に、概ね9月頃に再度農地法第5条として申請することになりますの、ご承知いただきたく思います。 では議案第4号「非農地判断」についてです。今回3件の審議案件があります。資料は22ページ目です。 まず1件目。所在地は村之郷○○○○。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は141㎡。所有者は広島市在住の●●●●さんです。 続いて2件目。所在地は同じく村之郷………。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は111㎡。所有者は大阪府在住の▲▲▲▲さんです。 続いて3件目。所在地は別府☒☒☒☒他計2筆。登記簿地目及び現況地目は田。面積は合計424㎡。所有者は広島市在住の■●●■さんです。 それでは一つ一つ説明をします。まず1件目。資料は23ページ目です。こちらは村之郷の●●●●さんの案件です。こちらの写真に記してある対象農地の上の方に、4月の総会の際に議案に上がりました●●●●さんから○○○○さんへ所有権移転の案件がありました農地ですが、対象になっている農地は元々は●●●●さんの息子さんの名義の農地でしたが、息子さんが亡くなられて、土地を整理するという事で、畑は活用されていないということで、非農地判断の話がありました。 続いて2件目、資料は24ページ目です。こちらは村之郷の▲▲▲

	▲さんのところ。こちらは先ほどの1件目の東側にある農地で、こちらの写真に記してある対象農地の下の方に△△△△さんの実家と▲▲▲▲さんの実家があります。こちらは△△△△さんが土地を購入されるとのことですが、農地としては活用できないという話から非農地判断の話がありました。 続いて3件目、資料25ページ目です。こちら別府の■■■■さんの案件ですが、こちら写真の下の方に国道375号線の道路とトンネルがありますが、◆◆◆◆の奥に入ったところに農地がありまして、旧国道375号線の側ですが、その2箇所の農地が対象となっております。 現地確認ですが資料26ページ目。1件目については4番委員さんと7番委員さんに現地確認をしてもらいました。かなり昔から畑として活用していない状況でした。 続いて2件目、資料27ページ目。こちら4番委員さんと7番委員さんに現地確認をしてもらいましたが、現地の下の方は地滑りの関係で急なところに立っている状況で、対象農地は写真の白いビニールテープで囲ってあるところが対象農地です。畑としてはかなり昔に使っていた状況です。 続いて3件目、資料28ページ目です。こちらは2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしてもらいました。先ほど申しましたように、国道375号線から◆◆◆◆の裏の方でかなり奥まったところで、最近では農地として活用されていない様子でした。説明は以上です。
会 長	それでは現地確認について、先の2件の方を4番委員さんお願いします。
4 番 委 員	現地確認に行ってみりました。1件目はここを畑と言ってもわからないところで、すごく木が生い茂っているところでした。とても畑としては認められませんでした。2件目はどこが畑かわからないようなところで、非農地になると思います。
会 長	続いて3件目を2番委員さんお願いします。
2 番 委 員	現地確認に行ってみりました。かなり荒れている状況で、木も生えているみたいで、農地としては難しいかと思います。

会 長	という説明でした。皆さんからの意見はありませんでしょうか？
事 務 局	補足ですが、3件目は別府在住の□□□□さんが■■■■さんの土地を購入するにあたって、併せての手続きということで対応しております。
会 長	この別府の■■■■さんは高畑のφφφφさんじゃないのかな？あそこに行けば1件家があるよね。左側に。
事 務 局	その白いところが家があります。
会 長	これは高畑のφφφφさんじゃないかな？ご主人は亡くなられたのかな。
事 務 局	そこまではわかりません。
13番委員	どこのφφφφさんかはわかりません。
会 長	ここを□□□□さんが購入されるの？購入してどうされるのかな。この上の3枚の農地を耕作されるの？
事 務 局	いえ、耕作されることはないです。ここの農地は違います。ここは別の◇◇◇◇さんの農地です。
会 長	こんなところの土地を買ってどうするのかな。ここに見えるのは旧道でしょう？
事 務 局	その現地確認の写真にあるのは■■■■さんの家に入る道です。2番委員と13番委員さんが立っているところが国道375号線の旧道です。
会 長	ここが旧道なんだ。こっちに家があると。これをどうするんだろうか。
事 務 局	私も久しぶりにこの辺りに入りました。

会 長	いや、この直線のところに田がありましたよ。
1 2 番委員	記憶では道路の下に田がありました。ほ場整備がしてあったけど、誰が耕作していたかは…。
会 長	この今の旧道の左側は田でしたよ。
事 務 局	これは田でしたね。
会 長	今は誰も耕作していない？
事 務 局	誰も耕作していませんね。
会 長	サルが出る場所だったよ。ということでよろしいですか？それでは議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	全員挙手により議案第 4 号は承認されました。審議議案は以上です。続いて報告第 1 号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動」についてです。資料は 29 ページ目です。今回 1 件の届出がありました。所在地は潮村◎◎◎◎他計 6 筆。登記簿地目および現況地目は田が 4 筆、その他 2 筆です。面積は合計 3, 576 m²です。所有者は潮村在住の●●●●さんでしたが、この方が令和 7 年 3 月 18 日に亡くなられて、息子さんと同じく潮村在住の○○○○さんに相続されたとの届出がありました。 場所については資料 30 ページ目。潮村の旧邑智町側の方の農地が対象で、こちらの航空写真の左側が江の川で、その側の国道 375 号線の周辺と、奥に入ったところにも対象の農地があります。説明は以上です。
会 長	はい。○○○○さんはあまり農地を所有していないんだな。これだけなんだ。

8 番 委 員	道路沿いに1枚ありましたね。
会 長	これは二タ合谷に入るところだよ。
1 2 番 委 員	岩山の方ですね。
会 長	岩山の方ですか。大変少ないなと思って。
1 3 番 委 員	シイタケを作っておられましたね。
会 長	今は作ってないよ。
事 務 局	今はシイタケを作っていないそうです。
会 長	はい。これで議事の方は全て終了します。 (この後、次回総会開催日を決めて、閉会した)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山 田 昇

議事録署名者 西 嶋 伸 介

議事録署名者 大 草 美 智 江